（受給権者の異動の届出等）

第五十三条　受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、氏名を変更したときは、十日以内に、住所、氏名、変更前の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号並びに年金証書の年金コードを記載した届書に、次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

2～4　（略）

5　受給権者は、払渡希望金融機関又は払渡希望金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

6　前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあっては、預金口座の名義及び口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（証書再交付の申請）

第五十五条　受給権者は、移行年金給付の年金証書を亡失し、若しくは著しく損傷したとき又は移行年金給付の年金証書に記載された氏名に変更があるときは、移行年金給付の年金証書の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2　受給権者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名（移行年金給付の年金証書に記載された氏名に変更がある者にあっては、変更前及び変更後の氏名）、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　移行年金給付の年金証書の年金コード

3　前項の申請書（移行年金給付の年金証書を亡失したことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、移行年金給付の年金証書を添えなければならない。

4　受給権者は、第一項の申請（移行年金給付の年金証書を亡失したことによるものに限る。）をした後、亡失した移行年金給付の年金証書を発見したときは、速やかにこれを厚生労働大臣に返納しなければならない。

（第三者の行為による損害等の届出）

第五十七条　第三者の行為によって発生した給付事由に基づく給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二～五　（略）

（受給権者の異動の届出等）

第五十三条　受給権者は、氏名を変更したときは、十日以内に、住所、氏名、変更前の氏名、生年月日及び基礎年金番号並びに年金証書の年金コードを記載した届書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

2～4　（略）

5　受給権者は、払渡希望金融機関を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二・三　（略）

6　前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあっては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（年金証書の亡失等）

第五十五条　受給権者は、移行年金給付の年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　年金証書の年金コード

三　再交付申請の理由

2　年金証書が著しく損傷したことにより前項の申請書を提出するときは、これにその年金証書を添えなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

4　受給権者は、年金証書の再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

（第三者の行為による損害等の届出）

第五十七条　第三者の行為によって発生した給付事由に基づく給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　届出人の氏名、生年月日及び基礎年金番号

二～五　（略）